

労働者派遣基本契約書

(派遣先) X (以下「甲」という。)と(派遣元) Y (以下「乙」という。般〇〇-〇〇-〇〇〇〇)とは、乙の雇用する労働者の甲への派遣について、以下の通り合意したので労働者派遣基本本契約(以下「本基本契約」という。)を締結する。

※労働者派遣契約においては、「般〇〇-〇〇-〇〇〇〇」という厚生労働大臣の許認可番号等の記載が法律により義務化とされています。当記載は、契約書末尾の当事者欄に記載しても構いません。

第1条(基本契約)

乙は乙の雇用する派遣労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って甲の為に業務に従事させるものとし、その基本的条件を本基本契約において定めるものとする。

※労働者派遣契約が成立したことを証する条項のため、そのまま記載しておきましょう。

第2条(本契約の適用)

1. 本基本契約に定める事項は、本基本契約の有効期間中、甲乙において別途締結する労働者派遣個別契約について適用される。
2. 個別契約の内容が本契約と異なる時は、個別契約が優先される。

※通常は個別契約のほうを優先させますが、基本契約のほうを優先させることも可能です。

第3条(労働者派遣個別契約)

甲乙間の個別の労働者派遣契約は、甲乙間にて本契約に基く労働者派遣個別契約(以下「個別契約」という。)を締結することにより成立するものとする。なお、当該個別契約には、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に従い、業務内容、人員、派遣期間その他の事項について規定するものとする。

※具体的な労働者との契約は、別途、個別契約を通じて行うこととなります。

第4条(派遣料金)

1. 甲は、本契約に基く労働者派遣の対価として乙に派遣料を支払う。この派遣料は個別契約にて定めるものとする。なお、物価もしくは賃金等に著しい変動があった場合には、甲乙が協議し書面にて合意した場合には、派遣料を変更することができる。
2. 甲は、乙に対し、速やかに前項の派遣料金の算定根拠を書面により通知しなければならない。

※一律に算定方法を定めるのであれば、当基本契約書に派遣料金の算定方法、支払方法を定めることもできます。

第5条(労働法上の責任)

1. 甲及び乙は本基本契約及び個別契約に基く労働者派遣に関して、労働者派遣法及び労働基準法等の規定を遵守するものとする。
2. 甲の従業員の労働争議、その他甲の責に帰すべき事由により派遣労働者を業務に従事させることが出来ない場合には、甲は乙に対して、当該労働者派遣が実行されたものとして約定の派遣料を支払うものとする。
※一般条項、派遣先の債務不履行責任について規定しておきます。

第6条（苦情処理）

1. 甲と乙は、互いの緊密な連携の下に、苦情その他派遣労働者の就業に関して生じる問題の適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。
2. 甲は、乙の派遣労働者に対するセクシャル・ハラスメントの防止及び解決手続きに関して周知徹底するものとする。
3. 甲及び乙は、業務上知りえた乙の派遣労働者の個人情報について、合理的な理由なく他人に漏洩してはならないものとする。
※苦情処理に関する事項は労働者派遣法で、必ず記載しなければならない事項とされています。苦情処理の対処方法として、派遣元及び派遣先の担当者を事前に定めておき、連絡先まで記載しておくのが望ましいと言えます。

第7条（派遣労働者の選任）

派遣労働者の選任は乙が行う。但し、甲は乙の派遣労働者が業務の遂行にあたり、著しく不適切と認められる場合には、その理由を示した上乙に対して当該派遣労働者の変更を要求することができ、この場合乙は正当な理由のない限り甲の要求に応じて当該派遣労働者を変更するものとする。また、乙の事情により、派遣労働者の変更を要する場合、乙は事前に甲に対して変更の理由等を通知し、甲の書面による承諾を得た上は当該派遣労働者を変更することができる。

※派遣先としては、派遣労働者が派遣料金に見合った活躍をしてもらえるのか否かが重要であるため、派遣労働者の資質に対して一定の保証を与えておいたほうが望ましいと言えます。

第8条（損害賠償）

乙の派遣労働者が甲の業務の処理にあたり、乙の責に帰すべき事由（当該派遣労働者の責に帰すべき事由を含む。）によって、甲、甲の役員・従業員または第三者に人的、物的損害を与え、またはこれらの者と紛争が生じた場合には、甲は速やかに乙にこれを報告し、乙はこれを乙の責任と負担において処理解決するものとする。但し、乙が派遣労働者の選任及び監督について法の定める派遣元事業者として義務を果たし、かつ派遣元事業者として相当の注意を成したとしても当該損害が生じたとき認められるときはこの限りではない。

※契約書で規定をしなくても民法により損害賠償請求を行うことは可能ですが、敢えて契約書に損害賠償の規定を置くことにより、契約の不履行があった際のトラブルの抑止効果を期待できます。また、損害賠償の予定額を定めれば、民法の損害賠償の利率を超える額の賠償額を請求することができるようになります。

第9条（秘密保持）

1. 乙は、本基本契約に基き知りえた甲の秘密事項について、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 乙は本基本契約に基き甲に派遣する派遣労働者に対して、前項の義務を遵守させなければならない。
※秘密保持の条項によって、情報漏洩を防ぎます。

第10条（現金、有価証券等の取扱い）

甲は、本基本契約に基く乙の派遣労働者に現金、有価証券その他の貴重品の取扱いをさせないものとする。但し、業務上必要がある場合には、甲乙間でその取扱いについて別途覚書を締結するものとする。

第11条（有効期間）

本基本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。なお、期間満了〇〇ヶ月前までに甲乙何れからも契約を継続しない旨の意思表示が無い場合には、本基本契約は同一条件を持って〇〇年間更新されるものとし、以後も同様とする。
※継続的な取引の一形態であるため、その契約期間を定めておくことが必要です。

第12条（契約の解除）

1. 甲乙いずれかにおいて、本契約に違反した場合、破産・民事再生等の申立のあった場合、手形・小切手等を不渡りにする等の支払不能となった場合、その他の不信な事実のあった場合には、その相手方は何時にても何らの催告を要することなく本基本契約を解除することができる。
2. 甲が個別契約の中途解約を行おうとする場合には、甲は乙に対して〇〇日前までに予告を行わなければならない。また、この予告の無い場合には、乙は甲に対して当該個別契約の対象となる派遣労働者の賃金〇〇日分相当の損害賠償を請求できるものとする。
3. 甲及び乙は、派遣労働者の責めに帰すべき事由なしに、派遣期間満了前に本基本契約が解除される時は、派遣労働者の新たな就業機会を確保するよう努めなければならない。
※派遣労働者の雇用の安定を図るために、第2項及び第3項は、労働者派遣法により記載が義務化されています。

第13条（派遣契約の失効）

天災その他甲乙何れの責にも帰せられない事由によって、個別派遣契約の継続が不可能となった場合には、当該個別派遣契約は失効するものとする。
※派遣元及び派遣先の責に帰さない事由によって、労働者の派遣が困難な事由が生じた際には契約が当然に終了する旨を規定しておきます。

第14条（存続条項）

本基本契約が終了した後も、第8条（損害賠償）、第9条（秘密保持）及び

本条は、存続するものとする。

※契約終了後も契約書の効力の一部が及ぶことを規定しておくことにより、
契約終了後のトラブルの抑止効果を期待できます。

第15条（協議）

本基本契約に定め無き事項及び本基本契約に規定につき疑義の生じた事項
については、甲乙が協議の上決定するものとする。

万一協議が整わない場合には、〇〇地方裁判所をその第一審の専属管轄裁判
所とする。

以上、本基本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が署名または
記名捺印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）

（乙）